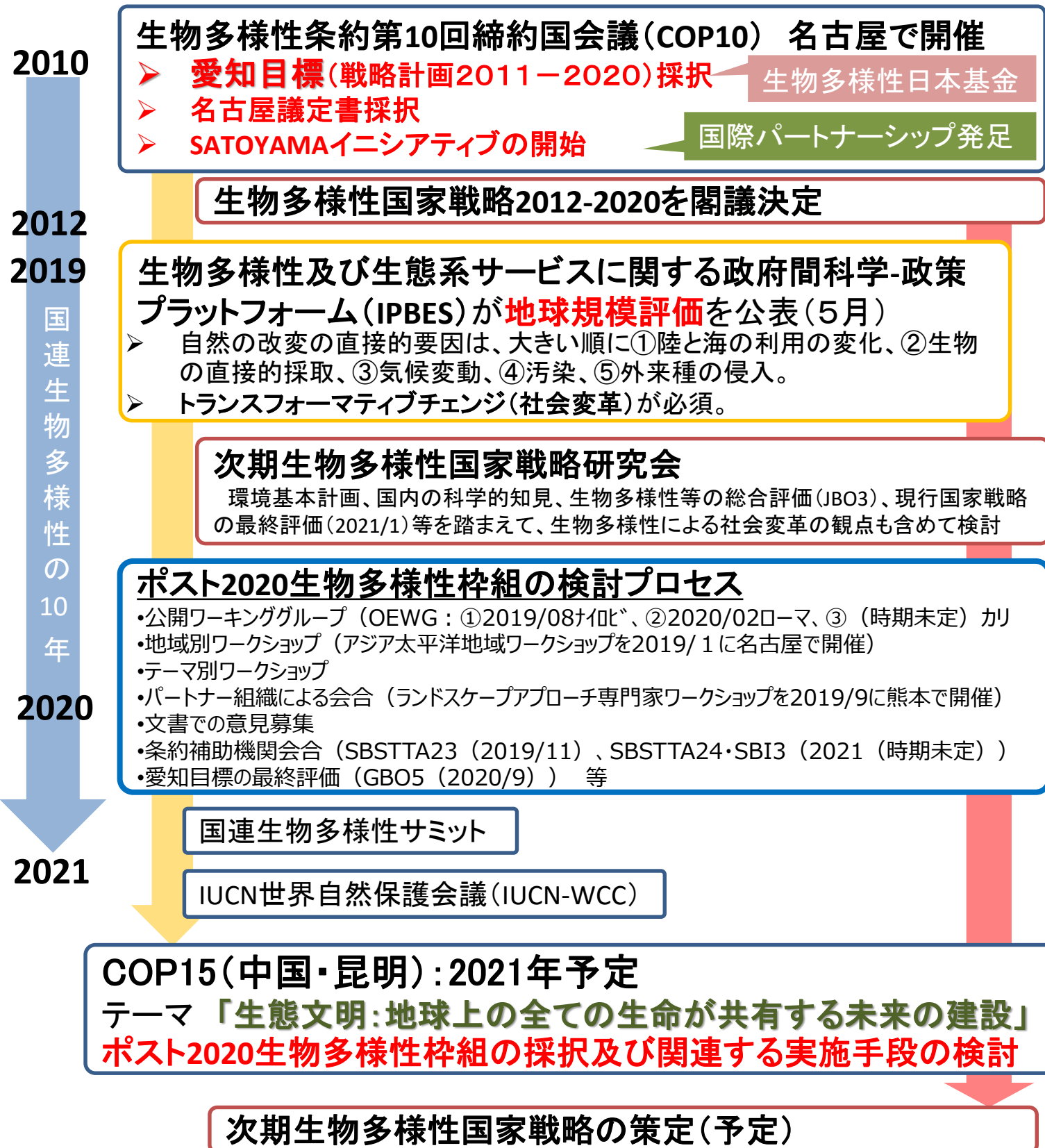


今後の生物多様性に係る主な動き

令和3年2月

生物多様性の次期世界目標に向けた動き

・2020年を目標年とする愛知目標は、科学的な評価も踏まえて見直され、
新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」がCOP15（2021年／中国）で決定される。



【生物多様性条約(CBD)】(1992年採択)

■ 目的
①生物多様性の保全
②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

■ 締約国数
196ヶ国・地域(含 EU、パレスチナ／米は未締結)

■ 愛知目標(戦略計画2011-2020)
COP10で採択された自然と共生する世界を目指す国際目標

ビジョン: 2050年までに「自然と共生」する世界を実現

愛知目標: 20の個別目標(保護区等)

【生物多様性国家戦略】

➤ 締約国は、条約第6条に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする生物多様性国家戦略を策定
➤ 2008年生物多様性基本法の制定により、法定計画に

【ポスト枠組の策定向けて日本が重視するポイント】

- SATOYAMA イニシアティブで採用しているランドスケープアプローチの推進
- 生態系に基づく適応策や、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の推進
- 「非意図的に侵入する侵略的外来種」への国際的な対処
- 持続可能なサプライチェーンの構築や生物多様性に配慮したビジネスの促進

途上国の生物多様性国家戦略策定支援等を検討

SATOYAMAイニシアティブを更に発展させる取組を検討

地球規模生物多様性概況第5版(GB05)(2020/9)のポイント

- ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない（6つの目標が2020年の達成期限までに部分的に達成）
- 2050年ビジョン「自然との共生」の達成には、「今まで通り（business as usual）」から脱却し、社会変革が必要とし、移行（transition）が必要な8分野を提示
- 我が国の国家戦略については、全体としては、愛知目標を踏まえ設定した国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価（2021/1 国家戦略の点検評価）

愛知目標の評価

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1：生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6：水産資源の持続的な漁獲
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8：汚染を有害でない水準へ
- 目標9：侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14：自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

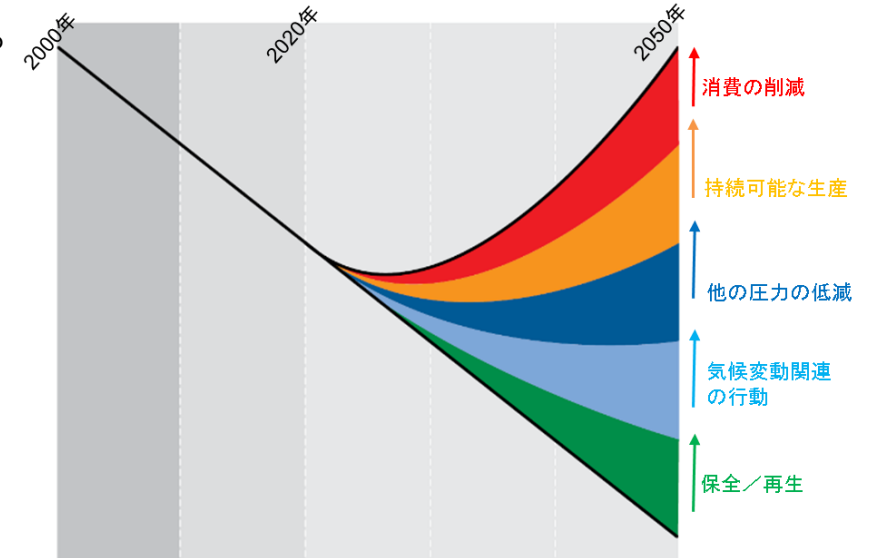
- 目標17：国家戦略の策定・実施
- 目標18：伝統的知識の尊重・統合
- 目標19：関連知識・科学技術の向上
- 目標20：資金を顕著に増加

愛知目標と達成状況：部分的に達成した目標：6（黄色囲み）、未達成の目標：14（赤囲み）

- 20の個別目標に含まれる60の「要素」の内訳：達成7、進捗38、進捗せず/後退13、不明2
- 未達成の理由：愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことを指摘。

生物多様性の損失を低減し回復させるための行動

- 「今まで通り（business as usual）」からの脱却、社会変革（transformative change）が必要。
- 個別ではなく連携した対応が必要。
- 生物多様性の低下を止め、増加に転じさせることで、2030年以後に生物多様性のネット・ゲインを実現する可能性を指摘。



2050年ビジョン達成に向けて移行が必要な8分野

- ① 土地と森林
- ② 持続可能な淡水
- ③ 持続可能な漁業と海洋
- ④ 持続可能な農業
- ⑤ 持続可能な食料システム
- ⑥ 都市とインフラ
- ⑦ 持続可能な気候行動
- ⑧ 生物多様性を含んだワン・ヘルス

SATOYAMAイニシアティブ

- 里地里山のような二次的自然環境を持続可能な形で利用してきた日本の経験(食糧や燃料等の生産の場として活用)も踏まえて、こうした場所(社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ(SEPLS)※)の重要性を国際的に推進するイニシアティブ
- 生物多様性条約COP10において、本イニシアティブを推進する国際パートナーシップ(IPSI)を設立
(73か国・地域の271団体(2021年2月現在)で構成)
- ポスト2020生物多様性枠組の下で新たに策定される途上国の生物多様性国家戦略において、「SATOYAMAイニシアティブ」の考え方を実装するための支援を国連大学とともに検討
- さらに、気候変動対策や防災・減災を含むSDGsの実施及び地域循環共生圏のアイデアの海外展開にも貢献できるよう、「SATOYAMAイニシアティブ」の取組を更に発展させる予定

• IPSIの構成団体

国家行政機関・その他政府関連機関・地方政府機関、非政府組織・市民社会団体、先住民団体・地域コミュニティ団体、学術・教育・研究機関、産業・民間セクター団体、国連機関・その他の国際機関

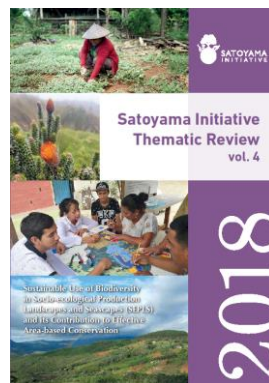
• 主な機能・活動(詳細は後述)

① SEPLSの重要性への理解の促進

- ✓情報収集: ケース・スタディの収集・分析
- ✓研究: 政策・指標の研究
- ✓普及: イベント・ウェブサイト

② SEPLS維持・再構築のための支援

- ✓能力構築: 定例会合・地域ワークショップ
- ✓協働: IPSIメンバーによる協力活動



国連大学、UNDP、GEF等との連携により、約40か国・地域で約450件のプロジェクトを実施

• 事務局: 国連大学(環境省拠出金により運営)

※ 社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ(SEPLS)

- ハビタット(生き物の生息・生育地)や土地・海の利用の、動的で生物文化的なモザイク構造がみられ、人々とランドスケープ・シースケープの相互作用が生物多様性の維持・向上に寄与すると同時に、人間の福利に必要なモノとサービスをも生み出している場所
- 国連大学が実施した日本里山・里海評価(2010年)において提案された概念

ワンプラネットサミット・HAC閣僚級会合(2021)

- 2021年1月11日に仏、国連及び世界銀行の共催で「ワンプラネットサミット」が開催された。
- パリ大統領府のメイン会場にはマクロン仏大統領、ウズワニ・モーリタニア大統領、アルベール2世モナコ公らが出席し、オンラインで、グテーレス国連事務総長、マルパス世界銀行総裁、英 連邦チャールズ皇太子、英、独、伊、西、中国、EU、コスタリカ等の各国・地域的首脳・ハイレベル、科学者代表等が参加した。
- 日本からは小泉環境大臣が本サミットで放映されたHAC※の共同ビデオメッセージに出演した。また、本サミットに続いて開催されたHAC閣僚級会合においてHACに貢献する「SATOYAMAイニシアティブ」等についてビデオメッセージを発信した。

※「自然と人々のための高い野心連合(High Ambition Coalition for Nature and People)」: 愛知目標の次の目標となる「ポスト2020生物多様性枠組」に、「2030年までに、地球上の陸と海の少なくとも30%を保護する」という目標の位置づけなどを求める野心連合。フランス及びコスタリカが主導し、2020年12月時点で、38か国が参加。ワンプラネットサミットで正式に発足。

【HAC閣僚級会合における日本の発言ポイント】

- 日本がHACに参加することを宣言する。「ポスト2020生物多様性枠組」での野心的かつ現実的な目標設定に向けて、連携して取り組む。
- 菅総理は、2020年10月に、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。このことは、生物多様性課題の解決に対しても大きな貢献となる。
- 「SATOYAMAイニシアティブ」は、地域の自然資源を重視し、その持続可能な利用による活力ある地域社会の構築を進めている。
- 活力ある地域社会は、生物多様性課題に加えて、気候変動により激化する災害の防災減災、更には新たな感染症にも強靱さを発揮する。
- コロナ危機に対しても、国際社会が協調して、経済社会全体をリデザインし、そして愛知で共有された2050年ビジョン「自然と共生する世界」に向けて行動しよう。



環境省における民間事業者との連携

- 生物多様性の保全の要である民間事業者への支援・連携の一環として、各種企業イニシアチブと国内外の最新の情報共有、勉強会の開催、各種ガイドラインの提供などを推進

■事業活動を取り巻く動向（国内・海外）

1. 戦略計画 2011-2020 と愛知目標
2. 持続可能な開発目標(SDGs)
3. E S G (環境・社会・ガバナンス) による評価
4. 自然資本への注目(Natural Capital Protocol)
5. ポスト2020生物多様性枠組

【環境省からの支援・連携】

- 国際動向の情報提供
- アワード企画
- 普及啓発
- ベストプラクティス収集
- ガイドライン作成
- エコファースト認定制度
- 各種勉強会開催

経団連自然保護協議会 106社

生物多様性民間参画パートナーシップ

企業と生物多様性イニシアチブ (JBIB)

産業と環境の会センター
生物多様性保全対策委員会 (40社)

エコファースト推進協議会

事業者団体による取組

日本建設業連合会・日本製薬工業会・日本製紙連合会・
電機電子4団体・プレバブ建築協会

■ 「生物多様性民間参画ガイドライン」
(2009年作成、2017年改訂)

■ 「環境報告ガイドライン」
(2018年作成 (環境経済課))

■ ISO14001が改訂され、生物多様性に関する
国際規格が発効(2015年)

■ 事業者のための民間参画事例集、企業情報開
示のグッドプラクティス集の作成(2020年)



企業活動と生物多様性

生物多様性ビジネス貢献プロジェクト

- 2020年11月、環境省と経団連で「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を立ち上げ、協力して取り組むことで合意。
- 日本企業は、そのビジネス活動を通じて生物多様性の保全に貢献している。ポスト2020生物多様性枠組の各目標の達成に寄与する技術、製品・サービスにより、海外からのニーズ、ビジネスチャンスが見込める。このプロジェクトを通じて、各目標と企業活動の関係を明らかにする。

ポスト2020生物多様性枠組

20の目標

D(c) ツールと解決策

13. 計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合
14. 持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[50%]削減
15. 持続不可能な消費をなくす
16. バイオセーフティ 措置の確立・実施により影響を[x]削減
17. 最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性に有益性又は中立性の確保
18. 国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力
19. 啓発、教育、研究により、YKを含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保
20. 生物多様性に関連する意志決定への衡平な参加、先住民、女性、若者の権利確保

D(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする。
2. 陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護
3. 種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減
4. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
5. 外来生物 侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少
6. 富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラ廃棄物[x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減
7. NbS、EbAによる緩和・適応、防災・減災の増加

D(b) 人々の要請に応える

8. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保
9. 農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減
10. NbS、BbAにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献
11. 緑地、親水空間へのアクセス[100%]増加
12. ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[x]増加

各目標と企業活動の対応関係を、見やすく分かりやすく示す



115事例



その他の事例 (今後適宜)

93事例